

第2回 起草委員会 論点確認事項

日時：平成20年11月4日（火）19時54分～22時15分

会場：川口市役所 第2庁舎地階 第1会議室

参加委員：三宅委員長、高橋委員、森委員

サポーター：永井（総合政策課）、沼口（総務課）

■各部会から素案への意見について

- ・素案の項目記載順に、各部会からの意見を取りまとめる
- ・各個人の意見か、部会の意見かは分ける
- ・意見とりまとめは、13日の起草委員会で提出する

■1条

- ・市民運動的なものを入れてはどうかという感じがする
- ・福祉についても出てこなくていいのか
→素々案は政策目標にほとんど触れていない以上、起草委員会で追加は難しい
→前文には載せられるかもしれない
- ・前文に掲げる、という表現は残るのか
→あくまで本文があって、前文が従なので、本文に理念は書かれるべきだ
→ただ、前例はあるのであえて選択することはあるだろう
- ・自治の基本原則がなくなったが、これを説明する必要がある
→定義部分に示してあるし、素々案もその想定だったので問題ないのでは
- ・市民の役割及び権利という順番にも指摘があるのでは
→この後、役割、権利の順番で出るためだ
- ・市民には役割と権利が登場し、市には役割と責務が登場するなど、整合性を指摘する声があるのでは

□検討事項 市民と市に対する「役割」「権利」「責務」の用語を再検討する

■2条

- ・市内で活動する者とは誰を指すかわかりにくいのでは。公益的な活動をする者など、イメージがわくようにしてはどうか
→公益的な活動といってしまうと、そうでない主体を排除してしまうのではないか

・その他の執行機関という表現で正確性が保たれるか。市議会、市の執行機関という表現がいいのでは

→この後、全ての表現が「議会」となっているが、これが「市議会」となってしまうので、かえって煩瑣になるのでは

・主権者も、「市政の主権者」とする、市民が幸せに、を「市民として幸せに暮らせる」ではどうか

→現状では主語が 2 つあるように見えるので、「市民として幸せに暮らせる」はいいかと思う

□修正事項 「市政の主権者」、「市民として幸せに暮らせる」に変更

・協働についても定義してはどうか。内容としては総務省の定義でいいのでは

→総務省の定義では、編集委員会で中心的だった、市民が主人公的な協働の考え方と反するのではないか

・自治の定義に、市長、議会、執行機関も入ってもいいのでは

・協働の定義を求める声は各部会でも多い

□検討事項 定義については、各部会の意見をみて改めて結論を出す

■3条、4条

・責務という表現を使ったほうがいいのではないか

→編集委員会で最後までまとまらなかった以上は、起草委員会で入れられないように思う

・自治能力を高める、という素々案の趣旨が弱まっている印象を受ける

→自覚を持ち、であるとか、努めると言い切るなど、明瞭にするようにしている

・責務は各部会からの声が強ければ入れることも検討してもいいのではないか。

□検討事項 各部会からの声が多ければ責務を盛り込むことも検討する

・市民の権利が総則にないのには違和感を覚えるが

→市民の権利を総則ではなく、市民の部分におくことで、市民の権利を役割と相対化させている。これは市民の責務を強調する委員に配慮した措置だ

■5条

特になし

■ 6条、7条、8条、9条

・危機管理について、「市民及び市」としている点は、素々案よりも踏み込んでいるのではないか。ただ、編集委員会でも町会などが危機管理の主体だという議論はあったので、それほど反対する声はないだろう。せめて「市及び市民」と順番を入れ替えてはどうか
→ここで、協働を強調する委員に配慮している

・危機管理は載せなくてもいいという部会もあったなかで、総則にあるのは違和感がある

・危機管理が総則にあるのは違和感がある。ただ、川口らしさといってしまうとそうだが

□検討事項 「危機管理」の掲載箇所については今後も検討する

■ 10条、11条、12条

□修正事項 10条は、「市民は、市政の運営に対して、自ら意見を表明する権利を有する」に変更する

□修正事項 この3つの条文はまとめて表現し、合わせて「市政に参加する権利」とする

■ 13条

・「利益」とは何を指すか

→権利は具体的に範囲が定義されるものであるが、利益は必ずしも裁判所で守られないものも含まれる概念である。そのため、ここでは利益を入れた

・「市・議会」と「事業者」が抜けているのはなぜか

→コミュニティをつくるのは、市民であるためだ。また、事業者が入ると市民ではなく、協働の話になってしまう

■ 14条

特になし

■ 15条

□修正事項 14条と15条は条文としては1つになる

■ 16条

特になし

□検討事項 「2. 市民」は「2. 市民等」にするかどうか、定義に事業者を入れるかどうか検討する

■その他

□検討事項 見出しの「市民」は事業者も含まれることから「市民等」とすることを検討する

以上